

婚姻届の記入方法

●記入方法（右側の記入例を参考にしてください）

- 【届出日】 実際に戸籍届出窓口に届出をする日付
- 【氏名・生年月日】 現在の氏名・生年月日を記入してください
(注意) 生年月日は、「M・T・S・H」と省略せず、「明治・大正・昭和・平成」と記入してください。
- 【住所】 住民登録をしているところ
- 【本籍・筆頭者】 現在の本籍地と筆頭者
- 【父母の氏名・父母との続き柄】
 - 実父母が現在婚姻中の場合 → 父は氏名、母は名のみ記入してください
 - 実父母が離婚されている場合 → 父母とも氏名で記入してください
 亡くなっている場合は亡くなる前で考えてください
 続き柄は父母に対して記入してください
- 【婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍】
 - 「夫の氏」・「妻の氏」のどちらかに「レ」をつけてください
(どちらの氏を名乗るかによって筆頭者が決まります)
 - 新しい本籍を置くところを決めてください
- 【同居を始めたとき】
 - 「同居」と「結婚式をあげたとき」のうち早いほうを記入してください
 - どちらもまだされていないときは、空白でかまいません
- 【初婚・再婚の別】 どちらかに「レ」をつけてください
- 【同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事】
 - 該当するところに「レ」をつけてください
 - 農業…1 自営業…2 会社員（従業員数1～99人）…3
 - 会社員（従業員数100人以上）・公務員…4
 - パート・アルバイト…5 無職…6
- 【夫妻の職業】 国勢調査の年以外は空白でかまいません
- 【届出人署名押印】 現在の氏名でそれぞれ自署し、印鑑を押してください
届書の横に、押された印鑑を押してください（捨印）
- 【連絡先】 昼間の連絡先（携帯電話でも可）
- 【証人】 婚姻届の用紙の右側に証人欄があります（記入例では載せておりません）
成人の方2名に記入してもらってください

<記入例>

婚姻届		受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
		送付 平成 年 月 日 第 号	長印
宮崎県小林市長殿		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附票	住民票
		通知	
(1) 氏名	夫になる人 （よみかた） こばやし たろう 氏 名 小林 太郎 生年月日 昭和〇〇年1月15日	妻になる人 おつの ほたる 氏 名 乙野 蛭 生年月日 昭和〇〇年10月2日	
(2) 住所	宮崎県小林市北西方 1246 番地 6号 （よみかた） こばやし たろう 世帯主の氏名 小林 太郎	鹿児島県霧島市霧島田口 88 番地 8号 おつの まさはる 世帯主の氏名 乙野 正治	
(3) 本籍	宮崎県小林市細野 300 番地 筆頭者の氏名 小林 一男	鹿児島県霧島市国分中央 3丁目33 番地 筆頭者の氏名 乙野 正治	
父母の氏名 父母との続き柄 （他の養父母は その他の欄に 書いてください）	父 小林 一男 続き柄 母 秋子 長男	父 乙野 正治 続き柄 母 春美 二女	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍(左の☑の氏の人ですすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 宮崎県小林市北西方1246 番地 6		
(5) 同居を始めたとき	平成〇〇年6月 （結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）		
(6) 初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(8) 夫妻の職業	(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業		
その他			
届出人署名押印	夫 小林 太郎	妻 乙野 蛭	
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日		連絡先 電話 090 (1111) 2222 自宅・勤務先 [] (携帯)

◎記入を間違えてしまった場合
書き間違えたときは、修正液等は使用しないで、「〇〇〇〇」と訂正して、
線上に届出印を押してください

届出方法については裏面に記載してあります

婚姻届の届出方法

【① 必要なもの】

- 戸籍謄本（本籍地で届出をされる場合は必要ありません。）
- 届出印鑑（届書に押された印鑑）
- 官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）
※ 持っていない場合、届出はできます。
⇒ 持っていない場合、届出があったことをご本人宛に後日郵便でお知らせいたします。

【② 届出方法】

下記のうち、いずれか一箇所の窓口に届出をしてください。

- 新しく本籍を置く市区町村の戸籍届出窓口
- 現在の本籍のある市区町村の戸籍届出窓口
- 住所登録をしている市区町村の戸籍届出窓口
- 一時的に滞在している市区町村の戸籍届出窓口

※ この届出のみでは現住所はそのままですので、住所の異動がある場合は住民異動の手続きを別途行ってください。
休日に届出をされる場合は、守衛室で受付をしております。（住民異動の手続きは平日のみとなります。）

【③ 新戸籍ができるまでの期間】

小林市に届出をして、小林市に新しく本籍を置く場合、届出から新戸籍ができるまでに1週間程度かかります。
小林市以外に新しく本籍を置く場合、新戸籍ができるまでの期間は、新本籍地の戸籍係に確認してください。

《未成年者の婚姻について》

婚姻適齢（男は満18歳・女は満16歳）に達していて、かつ20歳未満の方の婚姻は、父母の同意書が必要になります。

※ ここには、ごく一般的にご注意いただきたい事項が掲げています。

涉外関係（外国人との婚姻）においては、一般的な説明では十分でない場合もありますのでご相談ください。
その他不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。